

平成 22 年 10 月 26 日

「子ども・子育て新システム」に関する

第 26 回 全日本私立幼稚園連合会

設置者・園長全国研修神戸大会 緊急声明

- 1 学校教育法第 1 条の幼稚園の改正を前提とする「幼保一体化」構想には絶対に反対である。
 - ・かつて幼稚園・保育所の二元行政を行っていた国では、幼児期からの教育の重要性に鑑み、教育の視点を第一義として統合を行ってきた。幼児期の教育は学校教育としての明確な理念のもとに統合が行われたという各国の歴史的教訓を日本は学ぶべきである。
- 2 現行の学校教育法体系を侵さない範囲で「幼保一体化」構想が考えられるべきである。
 - ・今回の「幼保一体化」構想は、保育所制度改革をその起源としており、日本の子どもがどのような育ちをするべきかといった本質論に欠けている。このような状況のもとで、拙速に制度のみを無理に変えるのではなく、確実な歩みをするべきである。そのためには、現行法制度を最大限生かした改革を第一步とするべきである。
- 3 保護者が機関を選択できる制度とするべきである。
 - ・「こども園（仮称）」という言葉が独り歩きし、幼稚園も保育所も均質な「こども園（仮称）」に強制的に移行させられるというイメージが先行している。そのことが、幼稚園在園の保護者にも、保育所在園の保護者にも不安感を醸成している。現実に幼稚園や保育所は多様なニーズに応じて多様な形態が存在している。自由主義社会においては、多様な選択が認められる制度とするべきであり、法律により強制的に移行させられるようなことがあってはならない。
- 4 都道府県・国の責任も明確にするべきである。
 - ・一施設を複数の市区町村の住人が利用している現状に鑑み、幼児教育の質の低下をきたさないよう国が、『客観的な基準』を定めるとともに、都道府県が関与する広域的なシステムを構築するべきである。

以 上

※ 2010年11月4日の「基本制度ワーキングチーム」会合で全日私幼連から提出された文書。
上記「緊急声明」の補足説明になっている。

○こども園（仮称）への一体化の問題点

1. 学校としての質が設置基準において低下する。

現行幼稚園設置基準は、厳守すべき最低基準である。幼稚園は環境を通した教育を行っており、教育内容は環境の構成によって示される面が大きい。

中教審の提言をふまえ、小学校以上の学校における学級編制及び教職員定数の改善についてはその方向が定まり、幼稚園についても今後同様の改善が期待されている。

2. 一律にこども園（仮称）とされることにより、現在認められている私立学校としての多様性が破壊され、国民の選択の自由が著しく損なわれることとなる。

- ・子どもにとって質の高い、学校教育としての幼児教育の概念を、具体的に示すべきである。
- ・子どもにとって質の高い保育時間とは如何にあるべきか、11時間とか13時間の保育は、子どもの最善の利益の観点から、一般化されてはならない。
- ・病児・病後児保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービスについても、前項の観点から一般化されてはならない。
- ・夏休み等の長期休業期間を、教育の観点からどう位置づけるのか、学校教育体系全体の中で熟議されるべきである。
- ・幼稚園の現行教育週数39週以上（学校教育法施行規則第37条）の規定は、当然維持されるべきである。変更の必要があるならば、学校教育体系全体の中で合理的な説明が必要となる。

3. 「新成長戦略」がいう「人づくり」の視点を欠いたまま、制度や給付の議論を行うことは、順序が逆である。幼児教育重視を国家戦略に位置づけ、幼児教育への公的支出をOECD諸国並みに高める努力を行いつつ、わが国の子どもたちがいまより幸せになるために、家庭はどうあるべきか、企業は、地域社会は、そして学校がどうあるべきか国民的議論を直ちに始めるべきである。